

第1号被保険者の独自給付

付加年金

付加保険料（400円）を納めている人は、将来の年金額に付加年金が加算されます。より多くの年金を受けたい人におすすめします。

寡婦年金

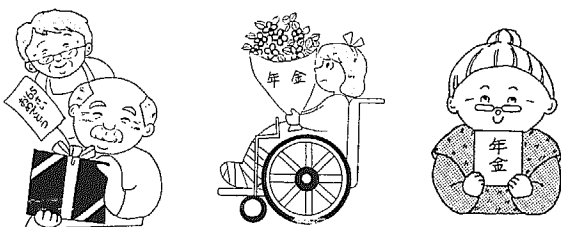
老齢基礎年金を受けられるはずの夫が受ける前に亡くなったとき、その妻（婚姻期間10年以上）に60歳から65歳になるまで支給されます。年金額は4分の3です。

死亡一時金

保険料を3年以上納めた人が年金を受けずに亡くなり、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に支給されます。

保険料納付済期間	金額
3年以上15年未満	120,000円
15年以上20年未満	145,000円
20年以上25年未満	170,000円
25年以上30年未満	220,000円
30年以上35年未満	270,000円
35年以上	320,000円

※付加保険料納付済期間3年以上のときは、8,500円が加算されます。



年金コーナー

問い合わせ 住民福祉課国民年金係 内線136

国民年金と個人年金の違い

	国民年金	個人年金
しくみ	世代間の支え合いにより公平に年金を支給する国の社会保障制度の1つ。	個人が任意に契約し、老後に年金を受けられる一種の貯蓄。
運営	国	生命保険会社など。
年金の財源	年金額の3分の1を国が負担、3分の2を保険料でまかなう。	加入者の掛け金とその運用利息でまかなう。
年金額の引き上げ	物価変動に応じて年金額がスライドする(完全自動物価スライド制)ため、何十年先でも年金の価値が保障される。	契約したときの年金額。物価スライド制でないため、物価が上昇しても契約した内容の年金額。
税控除	納めた保険料は「社会保険料控除」として全額を所得から控除。また、受ける年金は「公的年金控除」として全額無税。	最高5万円までの控除。受ける年金には税の控除がなく、全額課税対象となる。
事務費	全額国が負担。	加入者の掛け金の中でまかなう。

町民魚つり大会

社会教育課 内線222

日時 8月31日(日)午前5時老人福祉センター「黒埼荘」駐車場集合

会場 緒立「横江下げ」

対象 黒埼町民に限る

参加費 中学生以下100円、高校生以上300円

申し込み 8月27日(水)までに社会教育課、総合体育館、北部地区公民館へ参加費を添えて申し込みください。

絵手紙教室

北部地区公民館 ☎ 232-10077

送るのも楽しく、もらってもうれしい絵手紙を書いてみませんか。

日時 9月17日(水)と24日(水)の2回、午後1時30分～3時30分

会場 北部地区公民館

定員 20人

参加費 200円

申し込み 北部地区公民館

※ 絵の具、筆(中、小各1本程度)、毛筆の小筆、筆洗、パレットまたは小皿、筆をぬぐう布、鉛筆、ティッシュペーパーを持参してください。

戦没者の遺族に対する特別弔慰金

住民福祉課 内線133

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法が改正され、戦没者等の遺族のうち、平成7年4月1日において公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する遺族がいない方に特別弔慰金として額面40万円、10年間償還の国債が支給されます。

例えば、次の方などが支給対象となります。

- ① 弔慰金の受給権を取得した方が平成7年4月1日以前にいないときは、その他の先順位の方。
- ② 弔慰金の受給権を取得した方が平成7年4月1日にいないときは、その他の先順位の方。

なお、請求手続きは平成10年3月31日までです。

詳しくは 住民福祉課庶務係までお問い合わせください。

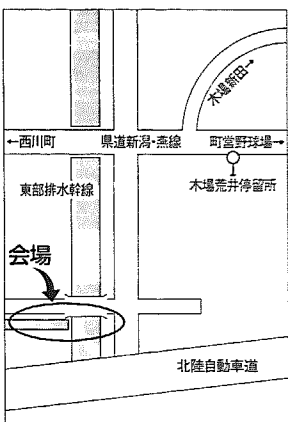
鯉のつかみ取り大会

保健衛生課 内線122

夏休み「親子の心と体の健康づくり」として、自然とのふれあいを体験してみませんか。

日時 8月30日(土)午後2時30分から

会場 木場上谷地



遊びのひろば

カレーライスを作る

北部地区公民館 ☎ 232-10077

日時 9月13日(土)午前10時～午後1時

会場 北部地区公民館

対象 小学4年生以上、15人

参加費 300円

申し込み 北部地区公民館

※ エプロン、三角布、上履きを持参してください。

いきいき市民カレッジ

グレッツェン英語教室

社会教育課 内線222

英会話教室の後期生を募集します。

日時 10月7日から平成10年3月17日までの毎週火曜日午後7時～8時30分

会場 黒埼町公民館 講堂

講師 青木 グレッツェン先生

受講料 5,000円(他にテキスト代約2,000円)

申し込み 教育委員会社会教育課

下水道責任技術者認定試験

下水道課 内線363

平成9年度下水道排水設備工事責任技術者認定試験及び受験講習会を行います。受験資格 認定試験日において満20歳以上の人で、かつ次のひとつに該当する者。

- ① 土木及び、建築関係等の専門課程を卒業した者。
- ② 高校卒業以上で実務経験1年以上を有する者。
- ③ 実務経験2年以上を有する者。

受験講習日 11月5日(水)

認定試験日 11月16日(日)

申し込み 9月8日(月)から9月19日(金)までに役場下水道課へ。

ふるさと再発見の旅

黒埼町商工会 ☎ 377-3155

越後・中ノ川河川畔観光ツアーを行います。

日時 9月23日(火)午前8時30分白根市役所正面玄関前集合

内容 白根市「大風と歴史の館」、月潟村「角兵衛獅子の舞」、湯東村「樋口記念美術館」などを見学します。

参加費 4,000円(昼食代含む)

申し込み 9月10日(水)までに参加費を添えて黒埼町商工会へ(先着15人)。

はい年金です!! Q&A

Q 現在、私は厚生年金を受給しておりますが、国民年金保険料も納めていた期間があります。今年65歳になりますので国民年金を請求するにはどのような手続きが必要ですか？

A ①昭和61年4月以降、すでに特別支給の老齢厚生年金を受けている人は、65歳の誕生月(誕生月が1日の場合は、その前月)に社会保険業務センターから「国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書」が送られてきますので、その月の末日までに、住民票に記載されている旨の「市町村長」の証明を受け、返送すれば国民年金分が上乘せされます。

②国民年金、厚生年金ともまったく請求していない人は、

1. 厚生年金期間が1か月以上ある場合 → 社会保険事務所
2. 国民年金期間のみの場合 → 市町村役場(所) 国民年金係

で、それぞれ手続きを行ってください。